

論点

日本では、すべての外国人(永住外国人を含む)に対して国政および地方における参政権(選挙権・被選挙権)を認めていない。日本で5年以上居住したすべての外国人に、地方・国政の選挙権・被選挙権を認めるべきか。

日本の外国人

平成28年末の在留外国人数は、238万2,822人で、前年末に比べ15万633人(6.7%)増加

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html

(1)永住者	727,111人	(構成比30.5%)(+3.8%)
(2)特別永住者	338,950人	(構成比14.2%)(-2.8%)
(3)留学	277,331人	(構成比11.6%)(+12.4%)
(4)技能実習	228,588人	(構成比9.6%)(+18.7%)
(5)定住者	168,830人	(構成比7.1%)(+4.5%)
その他	642,012人	(構成比26.9%)(+10.3%)

特別永住者とは

「在日韓国・朝鮮人など戦前、戦中に日本に移住したり、連れてこられたりした旧植民地出身者とその子孫。出入国管理特例法で特別永住資格を認められた人」である。

(引用:ヨミダス歴史館)

一般永住者とは

永住許可は、在留資格を有する外国人が永住者への在留資格の変更を希望する場合に、法務大臣が与える許可であり、在留資格変更許可の一種と言えます。

永住許可を受けた外国人は、「永住者」の在留資格により我が国に在留することになります。在留資格「永住者」は、在留活動、在留期間のいずれも制限されないという点で、他の在留資格と比べて大幅に在留管理が緩和されます。このため、永住許可については、通常の在留資格の変更よりも慎重に審査する必要があることから、一般の在留資格の変更許可手続とは独立した規定が特に設けられています。

(引用:<http://www.immi-moj.go.jp/tetuduki/zairyuu/eizyuu.html> 入国管理局)

(1) 素行が善良であること

法律を遵守し日常生活においても住民として社会的に非難されることのない生活を営んでいること。

(2) 独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること

日常生活において公共の負担にならず、その有する資産又は技能等から見て将来において安定した生活が見込まれること。

(3) その者の永住が日本国の利益に合すると認められること

ア 原則として引き続き10年以上本邦に在留していること。ただし、この期間のうち、就労資格又は居住資格をもって引き続き5年以上在留していることを要する。

イ 罰金刑や懲役刑などを受けていないこと。納税義務等公的義務を履行していること。

ウ 現に有している在留資格について、出入国管理及び難民認定法施行規則別表第2に規定されている最長の在留期間をもって在留していること。

エ 公衆衛生上の観点から有害となるおそれがないこと。

※ ただし、日本人、永住者又は特別永住者の配偶者又は子である場合には、(1)及び(2)に適合することを要しない。また、難民の認定を受けている者の場合には、(2)に適合することを要しない。

(引用:<http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan.nyukan50.html> 外務省)

外国人の納税

居住者の分類

居住者とは、国内に住所を有する者、または国内に居所を有する期間が、現在まで引き続いて1年以上である者をいう。

日本において職業に従事するために入国した外国人の労働者は、日本での滞在期間が、契約等によりあらかじめ1年未満であることが明らかな場合を除き、その者は入国後直ちに「居住者」との推定を受けることとされている。

居住者は、更に「非永住者」と「永住者」に区分される。

(1) 非永住者

居住者のうち、日本の国籍を有しておらず、かつ、過去10年以内において国内に住所または居所を有していた期間の合計が、5年以下である個人

(2) 永住者

- ① 永住の意思に関係なく、国内に住所または居所を有する期間が、現在まで引き続いて5年を越える者
- ② 永住の意思があり、かつ、国内に住所を有する期間が、現在まで引き続いて5年以下である者
- ③ 永住の意思があり、かつ、国内に居所を有する期間が、現在まで引き続いて1年以上5年以下である者

(3) 非居住者

- ① 国内に住所及び居所を有しない者
- ② 国内に住所を有せず、かつ、居所を有する期間が、現在まで引き続いて1年未満である者

* 住民票を持っているかどうかは関係ない。日本に住所を有さないが居所を有する者とは、日本に生活の本拠地ではないものの一定期間生活する場所を有しており、さらに、海外に生活の本拠地を有しておりいずれ海外に戻る事が明確な場合。要するに、日本を本拠地に生活する方はその時点から、さらに、本拠地としなくても1年以上日本に居る方は非居住者と認められなくなる。

例えば、仕事の転勤命令で海外から日本に転勤してきた方は、その転勤辞令に書かれた転勤期間が1年以上ある場合や、当初予定していた転勤期間が1年未満であっても、予定変更により1年以上日本に滞在した場合ならその時点から居住者となる。

外国人が納めるべき所得税の範囲

永住者

- ・日本国内と海外で生じたすべての所得

非永住者

- ・日本国内で生じた所得
- ・海外で生じた所得で、日本国内で支払われたものや海外から日本へ送金されたもの（つまり海外所得が海外の口座に振り込まれたもの以外のことです。）

非居住者

- ・日本国内で生じた所得のみ

・住民税

住民税納税者となる外国人がその年の1月1日時点で1年以上の生活を継続しているまたは居住者の方は、住民税を納税する必要があります。

・浜松市の外国人の住民税納付率

平成 20 年で全市民平均の 90.79%を大きく下回り 46.7%だった。

平成 21 年では 43.8%と下がり、全体の滞納分の 25%を占める。

在留資格(ビザ)

(1)在留資格

外国人が日本に滞在したり、合法的に活動するための法律上の資格。

在留資格がないと不法滞在となり、日本では就業などの活動をすることはできない。

違反した場合は、厳罰になり強制退去となることもある。

(2)ビザ

外国人が日本へ入国する場合には、原則として以下の2つが必要となる。

- 1.外国政府が発給した有効なパスポートを所持していること
- 2.日本の在外公館(大使館や領事館)において、有効な日本のビザを受けていること

ビザ(査証:証明する)を取得するは、外国人が日本に入国する前に自国にある日本の公館(大使館や領事館)に申請をし、公館の領事がその外国人を審査をする。

その外国人が日本に入国しても問題がないことを確認した旨を、パスポートに表示(査証印)したものがビザとなる

つまり、ビザがあれば日本に問題なく入国できるというわけではなく、この外国人が問題ない人物だと証明する推薦状のようなものである。

実際に入国を審査して在留資格を許可するのは、日本へ入国した際に上陸審査をする入国審査官。

したがって、ビザがあっても他の要件を満たしていないなどの問題があった場合は、日本への入国が許可されない場合もある。

ビザには、外交ビザ・公用ビザ・就業ビザ・一般ビザ・短期滞在ビザ・通貨ビザ・特定ビザ・医療滞在ビザがある。

また、ビザがなくても日本に入国できる例外として、下記3つがある。

- 1.査証相互免除取り決め国の人 … 査証免除協定取り決め国の外国人が、観光などの短期滞
在で日本に入国する場合
- 2.再入国許可を持っている人 … 在留資格を持つ外国人などが、日本を出国する前に再入国許
可を取得している場合
- 3.特例上陸許可の場合 … 飛行機の乗り継ぎ(トランジット)などで日本に立ち寄った外国人など、
72 時間以内に観光や買い物などを楽しむ場合など

国籍

(1)出生地主義

国内で生まれた子供に国籍を認める考え方。

アメリカの例

・海外で生まれた子供で、両親が共にアメリカ人の場合

アメリカ、アメリカンサモア、スウェイン諸島以外の場所でアメリカ人の両親から生まれた子供は、父母のどちらかが子供の出生前にアメリカ、アメリカンサモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に居住してれば米国籍を取得できます。(居住年数に関する規定はありません)

・海外で生まれた子供で、両親がアメリカ人と外国人の場合

- 1986年11月14日以降に出生した子供

1986年11月14日以降にアメリカ、アメリカンサモア、スウェイン諸島以外の場所で、アメリカ人と外国人の親から生まれた子供は、子供の出生前にアメリカ人の親がアメリカ、アメリカンサモア、スウェイン諸島のいずれかの場所に合計で5年以上(5年間の内2年間は14歳以降)居住したことがあれば、米国籍を取得できます

- 1952年12月24日から1986年11月13日の間に出生した子供

1952年12月24日から1986年11月13日の間にアメリカ人と外国人の親から米国外で生まれた子供は、アメリカ人の親が子供の出生前に合計で10年以上(10年間の内5年間は14歳以降)アメリカに居住したことがあれば、米国籍を取得できます。

(2) 血統主義

両親の国籍によって子供の国籍を規定する考え方。

日本の例

出生(国籍法第2条)

- (1) 出生の時に父又は母が日本国民であるとき
- (2) 出生前に死亡した父が死亡の時に日本国民であったとき
- (3) 日本で生まれ、父母がともに不明のとき、又は無国籍のとき

届出(国籍法第3条, 第17条)

届出による国籍の取得とは、一定の要件を満たす方が、法務大臣に対して届け出ることによって、日本国籍を取得するという制度です。

- (1) 認知された子の国籍の取得
- (2) 国籍の留保をしなかった方の国籍の再取得
- (3) その他の場合の国籍の取得

帰化(国籍法第4条から第9条まで)

帰化とは、日本国籍の取得を希望する外国人からの意思表示に対して、法務大臣の許可によって、日本の国籍を与える制度です。

帰化

(1) 帰化とは

帰化とは、その国の国籍を有しない者(外国人)からの国籍の取得を希望する旨の意思表示に対して、国家が許可を与えることによって、その国の国籍を与える制度です。日本では、帰化の許可は、法務大臣の権限とされています(国籍法第4条)。

法務大臣が帰化を許可した場合には、官報にその旨が告示されます。帰化は、その告示の日から効力を生ずることとなります(国籍法第10条)。

(2) 帰化の条件

1 住所条件 (国籍法第5条第1項第1号)

帰化の申請をする時まで、引き続き5年以上日本に住んでいることが必要です。なお、住所は、適法なものでなければなりませんので、正当な在留資格を有していなければなりません。

2 能力条件 (国籍法第5条第1項第2号)

年齢が20歳以上であって、かつ、本国の法律によっても成人の年齢に達していることが必要です。

3 素行条件 (国籍法第5条第1項第3号)

素行が善良であることが必要です。素行が善良であるかどうかは、犯罪歴の有無や態様、納税状況や社会への迷惑の有無等を総合的に考慮して、通常人を基準として、社会通念によって判断されることとなります。

4 生計条件 (国籍法第5条第1項第4号)

生活に困るようなことがなく、日本で暮らしていけることが必要です。この条件は生計を一つにする親族単位で判断されますので、申請者自身に収入がなくても、配偶者やその他の親族の資産又は技能によって安定した生活を送ることができれば、この条件を満たすこととなります。

5 重国籍防止条件（国籍法第5条第1項第5号）

帰化しようとする方は、無国籍であるか、原則として帰化によってそれまでの国籍を喪失することが必要です。なお、例外として、本人の意思によってその国の国籍を喪失することができない場合については、この条件を備えていなくても帰化が許可になる場合があります（国籍法第5条第2項）。

6 憲法遵守条件（国籍法第5条第1項第6号）

日本の政府を暴力で破壊することを企てたり、主張するような者、あるいはそのような団体を結成したり、加入しているような者は帰化が許可されません。

また、帰化を申請するにあたって帰化許可申請に必要となる主な書類は、

- 1 帰化許可申請書（申請者の写真が必要となります。）
- 2 親族の概要を記載した書類
- 3 帰化の動機書
- 4 履歴書
- 5 生計の概要を記載した書類
- 6 事業の概要を記載した書類
- 7 住民票の写し
- 8 国籍を証明する書類
- 9 親族関係を証明する書類
- 10 納税を証明する書類
- 11 収入を証明する書類
- 12 在留歴を証する書類

国籍を証する書面及び身分関係を証する書面については、原則として本国官憲が発給したものを提出する必要がある。

帰化許可申請者数、帰化許可者数及び帰化不許可者数の推移

法務省民事局

(単位:人)

年	事項	帰化許可申請者数	帰化許可者数				帰化不許可者数
			合計	韓国・朝鮮	中国	その他	
昭和27年4月27日以前			333				
昭和27年(4月28日)～昭和41年			46,932	41,151	4,320	1,461	
昭和42年			4,150	3,391	589	170	
昭和43年			3,501	3,194	114	193	
昭和44年		5,372	2,153	1,889	124	140	
昭和45年		5,663	5,379	4,646	320	413	
昭和46年		6,784	3,386	2,874	249	263	
昭和47年		12,417	6,825	4,983	1,303	539	
昭和48年		11,436	13,629	5,769	7,338	522	
昭和49年		9,728	7,393	3,973	3,026	394	
昭和50年		9,080	8,568	6,323	1,641	604	
昭和51年		8,325	5,605	3,951	1,323	331	
昭和52年		8,628	5,680	4,261	1,113	306	
昭和53年		8,440	7,391	5,362	1,620	409	
昭和54年		9,786	6,458	4,701	1,402	355	
昭和55年		9,158	8,004	5,987	1,619	398	
昭和56年		9,168	8,823	6,829	1,572	422	
昭和57年		9,126	8,494	6,521	1,542	431	
昭和58年		8,463	7,435	5,532	1,560	343	
昭和59年		8,034	6,169	4,608	1,183	378	
昭和60年		7,930	6,824	5,040	1,434	350	
昭和61年		7,664	6,636	5,110	1,304	222	
昭和62年		7,587	6,222	4,882	1,131	209	
昭和63年		7,523	5,767	4,595	990	182	
平成元年		8,702	6,089	4,759	1,066	264	399
平成2年		9,904	6,794	5,216	1,349	229	274
平成3年		10,373	7,788	5,665	1,818	305	223
平成4年		11,479	9,363	7,244	1,794	325	162
平成5年		12,706	10,452	7,697	2,244	511	126
平成6年		12,278	11,146	8,244	2,478	424	146
平成7年		12,346	14,104	10,327	3,184	593	93
平成8年		14,944	14,495	9,898	3,976	621	97
平成9年		16,164	15,061	9,678	4,729	654	90
平成10年		17,486	14,779	9,561	4,637	581	108
平成11年		17,067	16,120	10,059	5,335	726	202
平成12年		14,936	15,812	9,842	5,245	725	215
平成13年		13,442	15,291	10,295	4,377	619	130
平成14年		13,344	14,339	9,188	4,442	709	107
平成15年		15,666	17,633	11,778	4,722	1,133	150
平成16年		16,790	16,336	11,031	4,122	1,183	148
平成17年		14,666	15,251	9,689	4,427	1,135	166
平成18年		15,340	14,108	8,531	4,347	1,230	255
平成19年		16,107	14,680	8,546	4,740	1,394	260
平成20年		15,440	13,218	7,412	4,322	1,484	269
平成21年		14,878	14,785	7,637	5,392	1,756	201
平成22年		13,391	13,072	6,668	4,816	1,588	234
平成23年		11,008	10,359	5,656	3,259	1,444	279
平成24年		9,940	10,622	5,581	3,598	1,443	457
平成25年		10,119	8,646	4,331	2,845	1,470	332
平成26年		11,337	9,277	4,744	3,060	1,473	509
平成27年		12,442	9,469	5,247	2,813	1,409	603
平成28年		11,477	9,554	5,434	2,626	1,494	607
平成29年		11,063	10,315	5,631	3,088	1,596	625
累計			550,715				

※いずれも暦年の人数である。

海外の外国人参政権付与例

EU加盟国

(1)背景

欧先進諸国は国際労働移動などによる「移民」という現象に伴って、定住外国人人口増大による多民族化の問題に直面した。

また、第二次世界大戦後国際協調を目指して EC や EU 等、超国家的な共同体が作られていった。

国家の多民族化の問題や超国家的な共同体の出現により、国家主権概念そのものの再定義という問題と密接にかかわりながら、外国人参政権の是非をめぐる議論や法改正が活発化した。

(2)参政権

ドイツ、イタリア、ベネルクス三国、フランス、EU加盟の北欧などは、EU市民に限り地方参政権(選挙・被選挙権両方)を与えている。

但し、殆どの国では何らかの規制を加えた上で参政権を認めている。

ドイツ:

郡及び市町村においてのみ。また一部州では首長の被選挙権を除く。

イタリア:

首長の被選挙権を除く。

ルクセンブルク:

選挙権は過去 7 年間に 6 年以上の居住。

被選挙権は過去 15 年間に 12 年以上の居住。各候補者名簿中、候補者の 50%以上はルクセンブルク市民でなければならない。

フランス:

6 か月以上の居住または 5 年以上直接地方税を納入している者に限る。

また、外国人地方議員は、元老院議員の選挙権を有しない。

北欧

人口が極端に少ない北欧は、国を守る手段として外国人参政権の付与が行われてきた。

(北欧の人口密度は日本の 3 割未満。スカンジナビア 3 国はすべて 10%未満。)

北欧 5 か国(スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、フィンランド、デンマーク)は 2～5 年以上の居住で地方参政権(選挙・被選挙権両方)が付与される。

アジア

(1)韓国

永住資格取得後 3 年以上が経過した 19 歳以上の外国人には地方選挙権が与えられる。ただし、永住資格を獲得するには高収入者や高額投資家等に限定されており、ハードルが高い。

(2)香港

7 年以上香港に居住し永住居民権を取得した者に、香港特別行政区の参政権(選挙・被選挙権両方)を保障している。

英連邦諸国

(1)背景

英連邦諸国は元々イギリスの植民地であり、イギリス人が多く移住してきたという背景がある。イギリスは英連邦加盟国民に国政・地方参政権(選挙・被選挙権)を認めており、他の英連邦諸国もイギリス国民や他連邦諸国民に参政権を条件付きで認めている場合が多い。

オーストラリア:

英連邦加盟国民に対し、選挙人名簿への登録などを条件に国政選挙権・地方参政権を認めている。

ニュージーランド:

イギリス国民に対し、国政・地方選挙権を認めている。

マルタ:

過去 18 か月間に 6 か月以上居住したイギリス国民に地方参政権を認めている。

賛成意見

参政権＝自然権という考え方

外国人もまた人であるので、外国人に参政権を認めないのはおかしいという意見。

「人権というものは、『人が人であるということにのみ基づいて当然にもつ権利』というイデオロギーを基礎にした観念であり、「『国籍』は人の自然的属性でないから、人が人であるというその自然的属性に基づいて有するはずの『人権』の保証が、『国籍』によって左右されるというのは、そもそも理屈に合わない」（引用：長尾一紘 2000:22）

→自然権は前国家的な権利（国家があろうがなかろうが存在する）であるが、参政権は後国家的な権利（国家がなければそもそも存在しない）ではないか？

納税を根拠とした主張

「税金を払って日本で暮らしているのに、一番大切な権利がない。この社会に自分の意思を表すことができません。『日本国籍を取ったら』とよく言われますが、肌の色が違う私が『日本人です』と言っても日本社会が受け入れるでしょうか」（朝日新聞 1990年06月29日 東京夕刊より抜粋 太字は筆者）

→納税を根拠に参政権を定めると税金を納めていないひとは参政権を与えられないということにもなりえないか？

反対意見

安全保障上の観点

「国内政治に対する外国政府からの干渉を高める恐れがあるゆえに反対すべきであり、問題になるのは在日コリアンだけではない。…今後さらに増えるのは中国人であろう。

外国人参政権法案は今のところ地方選挙権に限定されたもので、国民主権の根幹を揺るがすものではないという意見がある。しかし国政と地方政治の境界は明瞭（めいりょう）ではない。自衛隊や米軍基地や原発、あるいは竹島や尖閣諸島のような問題は国家政策と緊密に結びつき、外国籍住民の投票行動が国の外交、安全保障政策と葛藤（かっとう）を引き起こす可能性は十分にある。……中国政府も中国人永住者を政治的に利用しようとすることがあるだろう。海外移住はかつては母国との離別を意味したが、最近では母国との文化的絆（きずな）のみならず政治的絆が維持されるという状況が世界的に見られる。「日本列島は日本人だけのものではない」と考える者は日本国内にだけでなく、外にもいるのである。」

（引用：読売新聞 2010.01.06 東京朝刊『[論点] 永住外国人の参政権 「在日」永続化の恐れ 鄭大均（寄稿）』）

例としては沖縄名護市長選挙で、米軍基地などの安全保障にかかわることが争点となりうる。また沖縄県与那国島の当選ラインは139票（2010年）だったこともあり、外国人の集団移住で及ぼす影響力は小さくはない。

→在留外国人の総数であっても1.8%にしか満たないのにもかかわらず、影響力を誇張しすぎではないか？

帰化して国籍を取得すればいいという意見

日本に住み参政権がほしいのであれば、帰化をして日本以外の国籍を放棄すればいいという意見。日本人のように生活していて、言語もしっかり話せれば、5年で国籍取得できるようになる。

→「アイデンティティーのために従来の国籍を持っていたい」や「文化的に同化したくない」という反対意見。「日本人」に同化させることへの批判。

参考文献

長尾一紘 (2000)『外国人の参政権』世界思想社

近藤敦(2001)『新版 外国人参政権と国籍』明石書店

近藤敦 (2000)『Q&A 外国人参政権問題の基礎知識』明石書店

河原祐馬 植村和秀 (2006)『外国人参政権問題の国際比較』昭和堂

井上薫 (2010)『ここがおかしい、外国人参政権』文藝春秋

【新聞記事】

読売新聞 2010.02.01 東京朝刊 [社説]外国人参政権 党略で国の基本を歪めるな

読売新聞 2010.01.14 東京朝刊 基礎からわかる外国人参政権＝特集

読売新聞 2010.01.06 東京朝刊 [論点]永住外国人の参政権 「在日」永続化の恐れ 鄭大均(寄稿)

【サイト】

・川崎市 住民投票制度の概要(2018/7/1 閲覧)

<http://www.city.kawasaki.jp/250/page/0000015962.html>

・入国管理局 外国人数(2018/7/1 閲覧)

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri04_00065.html

・法務省 国籍 Q&A(2018/7/3 閲覧)

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji78.html>

・在日米国大使館(2018/7/1 閲覧)

<https://jp.usembassy.gov/ja/u-s-citizen-services-ja/citizenship-services-ja/acquisition-american-citizenship-ja/>

・東京外国人課税サービスセンター「居住者・非居住者別課税範囲」(2018/7/3 閲覧)

https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-foreigner/yokuaru_goshitsumon/kigyuu/q_38_a34/q34.html

・行政書士ロワイヤル総合事務所「外国人が知っておくべき3つの税金」(2018/7/3 閲覧)

<https://visa-immigration.net/info/tax>

・外国人納税率と生活保護時給者の実態(2018/7/3 閲覧)

<http://www.hanadokei2010.com/pdf/nouzeiritu-matome.pdf>

・法務省「帰化許可申請数の推移」(2018/7/3 閲覧)

http://www.moj.go.jp/MINJI/toukei_t_minj03.html

・e-politics 外国人参政権(2018/7/3 閲覧)

https://www7.atwiki.jp/epolitics/pages/216.html#id_d0a9d160

・2 外国人参政権をめぐる論点 『人口減少社会の外国人問題』

<file:///C:/Users/USER/AppData/Local/Microsoft/Windows/INetCache/IE/UDLJY3I7/20080128.pdf>